

第 8 類

食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

注

- 1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。
- 2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同じの項に属する。
- 3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。
 - (a) 保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）
 - (b) 外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。

総 説

この類は、果実及びナット並びにかんきつ類の果皮又はメロン（すいかを含む。）の皮で、通常（提示された状態で又は加工後）食用に供されるものを含む。これらは、生鮮（冷蔵を含む。）、冷凍（あらかじめ蒸気又は水煮による調理をしてあるかないか又は甘味料が添加されているかいないかを問わない。）又は乾燥（脱水、蒸発又は凍結乾燥を含む。）のものでもよい。また、そのままの状態では直接食用に適さないものには、一時的な保存に適する処理（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液による。）がなされているものがある。

「冷蔵したもの」とは、物品を凍結することなしに、当該物品の温度を通常0度付近まで低下させたものをいう。ただし、ある種の物品（例えば、メロン及びある種のかんきつ類の果実）については当該物品の温度を+10度まで低下させ、かつ、その温度に保たれているときは、冷蔵したものとみなされる。「冷凍したもの」とは、物品を当該物品の凍結点以下に冷却し、全体にわたって凍結させたものをいう。

この類の果実及びナットは、全型のもの、薄く切ったもの、細く切ったもの、断片にしたもの、核を除去したもの、パルプ状にしたもの、すり碎いたもの、皮をむいたもの又は殻をとったものであってもよい。

ただし、均質化すること自体により、この類の物品を20類の調製品として分類することが確定されるものではないので注意しなければならない。

少量の砂糖を添加しても、この類の果実の所属に影響しない。この類には、乾燥した果実（例えば、なつめやしの実及びプルーン）で、その外面が天然果実が含有する乾燥した糖分で覆われ、20.06項のクリスタライズした果実にある程度類似した外観を有するものをも含む。

しかしながら、この類には、浸透脱水により保存処理された果物を含まない。「浸透脱水」とは、果物の小片を、濃い砂糖水に長時間浸し、その結果、果物中の水分と元々果物に含有する糖分の多くが、砂糖水中の糖分と置き換えられる処理のことをいう。この果物は、更に水分を減少させるため、続けて空気乾燥されることがある。このような果物は、第20類に分類される（20.08）。

この類には、また、他の類により特定して掲げてある植物性生産品を含まない。これには、例

えば、次のような物品がある。

- (a) オリーブ、トマト、きゅうり、ガーキン、西洋かぼちゃ、その他のかぼちゃ、なす(egg-plant)、とうがらし属又はピメンタ属の果実（7類）
- (b) コーヒー、バニラ豆、ジュニパー・ベリーその他第9類の物品
- (c) 落花生その他の採油用の果実、主として医療用又は香料用に供する果実及びローカストビーン並びにあんず又はその他類似の果実の核（12類）
- (d) カカオ豆（18.01）

この類には、更に、次の物品を含まない。

- (i) 果実の粉、ミール及び粉末（11.06）
- (ii) 食用の果実及びナット並びにメロンの皮及びびかんきつ類の果皮で、上記以外の方法で調製し又は保存に適する処理をしたもの（20類）
- (iii) いった果実及びナット（例えば、くり、アーモンド、いちじく）で、粉にしてあるかないかを問わず、通常コーヒー代用物として使用するもの（21.01）

この類の果実及びナットは、気密容器に入れたものであってもこの類に属することに注意しなければならない（例えば、かん入りの乾燥したプルーン、乾燥ナット）。ただし、ほとんどの場合、これらの容器入りのものは、この類の各項で規定する方法以外の方法で調製又は保存に適する処理をされており、したがって、この類には含まれない（20類）。

MA 包装（Modified Atmospheric Packaging）の方法により包装されたこの類の物品（例えば、生鮮ストロベリー）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。

08.01 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）

－ココヤシの実

0801.11－乾燥したもの

0801.12－内果皮付きのもの

0801.19－その他のもの

－ブラジルナット

0801.21－殻付きのもの

0801.22－殻を除いたもの

－カシューナット

0801.31－殻付きのもの

0801.32－殻を除いたもの

この項には、ココヤシの実の果肉を乾燥して細かく引き裂いた乾燥ココヤシの実を含む。ただし、ココヤシの実の乾燥果肉でやし油の搾油に使用され、食用に適しないコプラはこの項に含ま

ない (12.03)。

*
* *

号の解説

0801.12

この号は、繊維質の外殻（中果皮）を部分的又は完全に除去したココヤシの実のみを含む。

08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）

－アーモンド

0802.11－殻付きのもの

0802.12－殻を除いたもの

－ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）

0802.21－殻付きのもの

0802.22－殻を除いたもの

－くるみ

0802.31－殻付きのもの

0802.32－殻を除いたもの

－くり（カスターネア属のもの）

0802.41－殻付きのもの

0802.42－殻を除いたもの

－ピスタチオナット

0802.51－殻付きのもの

0802.52－殻を除いたもの

－マカダミアナット

0802.61－殻付きのもの

0802.62－殻を除いたもの

0802.70－コーラナット（コラ属のもの）

0802.80－びんろう子

0802.90－その他のもの

この項の主なナットは、アーモンド（甘扁又は苦扁）、ヘーゼルナット、くるみ、くり（*Castanea* 属のもの）、ピスタチオナット、マカダミアナット、ぺかん及びピグノリアナット（*Pinus pinea* の種）である。

また、この項には、主としてかみ物（masticatory）として使用するアレカ（ベテル）ナット、

かみ物及び飲料製造のもととして使用するコーラナット並びに時にはオニビシと称されるナットに似た食用のとげのある、角張った *Trapa natans* の果実を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 一般にオオクログワイとして知られている食用の塊茎 (*Eleocharis dulcis*, *Eleocharis tuberosa*) (07.14)
- (b) くるみの外果皮及びアーモンドの外果皮 (14.04)
- (c) 落花生 (12.02)、いった落花生及びピーナツバター (20.08)
- (d) とちの実 (*Aesculus hippocastanum*) (23.08)

08.03 バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

0803.10－プランテイン

0803.90－その他のもの

この項には、*Musa* 属の全ての種類の食用果実を含む。

プランテインは、他のバナナよりも甘味の少ないでん粉質のバナナ (starchy bananas) である。プランテインに含まれるでん粉は、他のバナナに含まれるものと異なり、熟成する間に甘くならない。プランテインは主として油で揚げ、あぶり、蒸し、煮又はその他の方法により加熱調理された後に食される。

08.04 なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

0804.10－なつめやしの実

0804.20－いちじく

0804.30－パイナップル

0804.40－アボカドー

0804.50－グアバ、マンゴー及びマンゴスチン

この項において、「いちじく」とは、蒸留用を使用するものであるかないかを問わず、*Ficus carica* 種の果実のみをいう。したがって、この項には 08.10 項に該当する cactus figs (prickly pears : サボテン属の食用果実) は含まない。

08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

0805.10－オレンジ

ーマンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキング
その他これらに類するかんきつ類の交雑種

0805. 21ーマンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん

0805. 22ークレメンタイン

0805. 29ーその他のもの

0805. 40ーグレープフルーツ（ポメロを含む。）

0805. 50ーレモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウラン
ティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）

0805. 90ーその他のもの

「かんきつ類の果実」とは、特に次のものをいう。

(1) オレンジ (sweet or bitter (Seville oranges))

(2) マンダリン (タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。) : マンダリンは次の主要な種類又はグループに区分することができる。

ーうんしゅうみかん (*Citrus unshiu* Marcovitch) : 多くの種類から成る。

ーキング (*Citrus nobilis* Loureiro) : いくつかの種類から成る。

ー地中海マンダリン (*Citrus deliciosa* Tenore) : ウィローリーフとしても知られている。

ーコモン (*Citrus reticulata* Blanco) : 多くの種類で表される。

ーSmall-fruited mandarins : 多くの品種から成る。

(3) クレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種

(4) グレープフルーツ (pomelos を含む。)

(5) レモン (キトルス・リモン、キトルス・リモヌム) 及びライム (キトルス・アウランティ
フォリア及びキトルス・ラティフォリア)

(6) シトロネ、きんかん、ベルガモット等

この項には、また、保存用に供する種類の小粒で緑色のオレンジ及びレモンを含む。

この項には、次の物品を含まない。

(1) かんきつ類の果実の果皮 (08. 14)

(2) orange peas 又は orangettes (開花後まもなく木から落ちた未熟なオレンジで非食用) で、
特に、精油 (プチグレン油) を抽出するために乾燥した状態で採集されるもの (12. 11)

*

* *

号の解説

0805. 21

この号にはマンダリン (タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。) を含む。コモングループの
マンダリン (*Citrus reticulata* Blanco) は、形状が小さくへん平であること、果皮が剥きやす

いこと、房がより明確に区切られていること及び味がより甘くより芳香を有することから、普通のオレンジと区別される。マンダリンは、他のオレンジよりも開かれた芯と緑色がかった子葉の種子を、少しの例外はあるが有する。

タンジェリンの形状は丸く、オレンジよりもわずかに小さい。果皮の色は、明るい橙色又は赤である。タンジェリンの果皮は剥きやすく、他のかんきつ類の果実よりも酸味が少ない。

うんしゅうみかん (*Citrus unshiu* Marcovitch) は、マンダリンの初期の種類である。果実は大きく、黄色から橙色で、多汁で、酸味がなく、種子がない。

マンダリンの交雑種 (タンジェリン及びうんしゅうみかんの交雑種を含む) は、0805.29 号に含まれる。

0805.22

この号にはクレメンタインを含む。

クレメンタイン (*Citrus reticulata* 'Clementina') は、果皮の色が橙色から赤橙色であることから、マンダリンと区別される。果皮は、なめらかで光沢があるが、わずかに凹凸がある。更に、クレメンタインは、マンダリンのように扁平ではないが、球形であり小さい。クレメンタインは、マンダリンのように果皮が剥きやすく、容易に房を分けることができる。その味は甘く、弱い酸味と芳香を有し、かなりオレンジに似ている。

0805.29

この号には、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種を含む。

ウィルキングは、2つの異なるマンダリンのグループに属するウィローリーフとキングを交配親とする交雑種である。形状は、小型から中型で、わずかに扁平である。果皮の色は成熟すると橙色で、光沢があり、わずかに凹凸がある。果皮の厚みは中程度から薄く、若干もろく、果皮が果肉にしっかり付いているものの、容易に果皮を剥くことができる。果肉は濃い橙色で、種子は多い。ウィルキングは、非常に多汁で、濃く、かぐわしい、独特の芳香を有する。

他の主な交雑種には、タンジェロ (マンダリンとグレープフルーツ又はポメロの交雑種)、タンゴール (タンジェリンとスイートオレンジの交雑種)、カラマンシー、いよかん及びラングプールがある。

08.06 ぶどう (生鮮のもの及び乾燥したのものに限る。)

0806.10—生鮮のもの

0806.20—乾燥したもの

この項には、生鮮のぶどうを含み、戸外で生育したものであっても温室で生育したものであっても、またデザート用のものであっても醸造用 (樽に未加工のまま詰めたものを含む。) のものであってもよい。

この項には、また、乾燥したぶどうを含む。その主な種類は、“currants”、“sultanas”、“Izmir”、“Thompson” 又はいわゆる「種なし」干しぶどう（実質的に種のないすべてのぶどう）として知られているもの及び“Muscatel”、“Malaga”、“Denia”、“Damascus”、“Lexir” 若しくは“Gordo”のような種のある大粒の干しぶどうなどである。

08.07 パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）

ーメロン（すいかを含む。）

0807.11ーすいか

0807.19ーその他のもの

0807.20ーパパイヤ

この項には、*Citrullus vulgaris* 又は *Cucumis melo* 種の生鮮メロンを含む。このメロンには、すいか、シトロンメロン、マスクメロン、キャンタロープ、キャサバ及びハネデューメロンを含む。更に、この項にはホポー又はパパイヤとして知られている *Carica papaya* 種のメロンに類似した果実も含む。ただし、英語で pawpaws として知られている *Asimina triloba* 種の果実は含まない（08.10）。

08.08 りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）

0808.10ーりんご

0808.30ー梨

0808.40ーマルメロ

りんご及びなしは、デザート用、飲料製造用（例えば、りんご酒、なし酒）、工業用（例えば、アップルペースト、ジャム又はゼリーの調製、ペクチンの抽出）のいずれに適するものであってもこの項に属する。

マルメロは、主としてジャム又はゼリーの製造に使用する。

08.09 あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）

0809.10ーあんず

ーさくらんぼ

0809.21ーサワーチェリー（プルヌス・ケラスス）

0809.29ーその他のもの

0809.30ー桃（ネクタリンを含む。）

0809.40ープラム及びスロー

この項には、あんず、全ての種類のさくらんぼ (whiteheart cherries、morello cherries 等)、桃 (ネクタリンを含む。)、全ての種類のプラム (greengages、mirabelles、damsons 等) 及びスローを含む。

08.10 その他の果実 (生鮮のものに限る。)

0810.10ーストロベリー

0810.20ーラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー

0810.30ーブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

0810.40ークランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実

0810.50ーキウイフルーツ

0810.60ードリアン

0810.70ー柿

0810.90ーその他のもの

この項には、この類の前項までの各項のみならずこの表の他の類のいずれにも該当しないすべての食用果実を含む (この類の総説の除外規定参照)。

したがって、次の物品が含まれる。

(1) ストロベリー

(2) ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー

(3) ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

(4) クランベリー、ビルベリー、ブルーベリー、メトルベリーその他のヴァキニウム属の果実

(5) キウイフルーツ (*Actinidia chinensis Planch* 又は *Actinidia deliciosa*)

(6) ドリアン (*Durio zibethinus*)

(7) 柿

(8) Boysenberries、rowan berries、elderberries、sapodilla (nase-berries)、pomegranates、cactus figs (prickly pears)、ばらの実 (rose hips)、なつめ (jujubes)、medlars、longans、litchi、soursops、sweetsops 及び pawpaws としても知られている *Asimina triloba* 種の果実

この項には、ジュニパーベリーを含まない (09.09)。

08.11 冷凍果実及び冷凍ナット (調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)

0811.10ーストロベリー

0811.20ーラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

0811.90ーその他のもの

この項には、生鮮又は冷蔵の状態ではこの類の前項までの項に属する果実及びナットで冷凍したものを含む（「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」の意味については、この類の総説参照）。

冷凍する前に蒸気又は水煮による調理をした果実及びナットは、この項に属する。ただし、凍結する前に他の方法による調理をした冷凍果実及び冷凍ナットは含まない（20類）。

また、砂糖その他の甘味料が添加された冷凍果実及び冷凍ナットもこの項に属する。砂糖は、酸化を抑止する効果を有し、通常、解凍する際に生じる色調の変化を防止する。この項の物品は添加塩を含んでいてもよい。

08.12 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

0812.10－さくらんぼ

0812.90－その他のもの

この項には、漂白又は湯通ししてあるかないかを問わず、使用に先立って輸送又は貯蔵中、専ら一時的に保存するための処理がされている（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液による。）果実及びナットで、そのままの状態では直接食用に適しないものを含む。

これらの物品は、主として食品工業（ジャムの製造、砂糖漬け果実の調製等）に使用される。この状態で最も一般的に提示される物品には、さくらんぼ、いちご、オレンジ、シトロン、あんず及び西洋すももがある。これらは、通常、たる、盆又はこまいで作られた箱（open lath type）に詰められている。

08.13 乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの

0813.10－あんず

0813.20－プルーン

0813.30－りんご

0813.40－その他の果実

0813.50－この類のナット又は乾燥果実を混合したもの

(A) 乾燥果実

この項には、生鮮のものであれば、08.07項から08.10項までの各項に属する果実の乾燥したものを含む。これらは、天日乾燥するか又は工業的方法（例えば、煙道乾燥（tunnel-drying））によるかのいずれかの方法によって調製される。

この方法で最もよく調製される果実には、あんず、プルーン、りんご、桃及びなしがある。

乾燥したりんご及びなしは、料理用並びにりんご酒又はなし酒の製造用に供される。プルーンを除き、果実は通常半分又は細片に切られ、核をとり、しんをとり又は種をとってある。また、これらは、乾燥又は脱水して、果肉をスライス状又はブロック状にして提示される（特にあんず及びプルーンの場合）。

この項には、タマリンドのきょう果（pods）を含む。また、タマリンドのプルプ（砂糖その他の物質が添加されておらず、かつ、その他の加工がされていないもので、種子、すじ（strings）又は内果皮の片を有するか有しないかを問わない。）もこの項に含まれる。

(B) ナット又は乾燥果実の混合物

この項には、また、この類のナット又は乾燥果実のすべての混合物を含む（同一項に属するナット又は乾燥果実の混合物を含む。）。したがって、この項は生鮮のナット又は乾燥したナットの混合物、乾燥果実（ナットを除く。）の混合物及び生鮮のナット又は乾燥したナットと乾燥果実との混合物を含む。これらの混合物は、しばしば、箱、セルロース製の袋等に入れられて提示される。

この項のある種の乾燥果実又は乾燥果実の混合物でハーブの煎じ液又はハーブ茶を作るために詰められたもの（例えば、におい袋）はこの項に属する。

しかしながら、この項には、この項の一以上の乾燥果実と他の類の植物又は植物の部分又は他の物質、例えば一以上の植物エキスとの混合物から成る物品は含まない（通常、21.06）。

08.14 かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）

食用に供される最も一般的なかんきつ類の果皮は、オレンジ（bitter 又は Seville orange を含む。）、レモン及びシトロンである。これらの果皮は、主として砂糖漬け果皮の製造又は精油の抽出に使用する。

この項には、粉末の果皮（11.06）及び砂糖漬けした果実の果皮（20.06）を含まない。